

通 知 預 金

【平成28年11月30日現在】

1. 商品名	・通知預金
2. 販売対象	・制限はありません
3. 期 間	・期間の定めはありません ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・5,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時解約（一括払戻し）できます ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します ・解約時（払戻時）に一括して支払います ・付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
7. 税 金	・個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります （ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得 税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかか ります。 ・法人は総合課税となります。なお、平成28年1月1日以降、支払われる利息より地方税5%の 特別徴収は行いません。
8. 手数料	_____
9. 付加できる特約事項	・個人のものはマル優の取扱いができます
10. 中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払い ます
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「お客さま相談室（8時45分～ 17時、電話：0120-160-088）」にお申し出ください。 紛争解決措置 群馬弁護士会（電話：027-234-9321）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第 一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581- 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望され るお客さまは、当金庫営業日に、上記「お客さま相談室」または「関東地区しんき ん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）」、「全国しんきん相談所（9時～17 時、電話：03-3517-5825）」にお申し出ください。なお、お客さまから、上記各弁 護士会に直接お申しいただくことも可能です。
13. その他参考となる 事項	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって定期預金等と合算して元本1,000万円まで とその利息が保護の対象となります